

そらんぽ 四日市へ 行こう! 第19回

学びの秋到来!

日ごとに秋も深まってきました。この季節は、小・中学校の社会見学シーズンでもあります。そらんぽ四日市にも、夏休み明けの9月から連日多くの小・中学校の児童・生徒の皆さんが見学に訪れています。

夏休みの自由研究で既に訪れたことがある人も、改めて職員や解説員、語り部さんから話を聞くことで、当時の様子や環境改善に努力した人々について知ることができたのではな

「博物館」「プラネタリウム」「四日市公害と環境未来館」の見どころなどを紹介します。

開館時間 9:30~17:00 (展覧会への入場は16:30まで)
10月の休館日 10月2日(月)・10日(火)・16日(月)・23日(月)・30日(月)
※10月9日(祝)は開館します
11月の休館日 11月6日・13日・20日・27日(いずれも月曜日)



いでしょうか。

また、公害の教訓を忘れることなく、未来に向けてよりよい環境を引き継ぐために、これからも多くの人々にご来館いただき、学んでいただければと思います。



あなたも解説員ボランティア!

四日市公害と環境未来館では、土・日・祝日などに館内の展示を案内す

る解説員が活躍しています。

今年度も、解説員になるための養成講座を開講します。講座の予定などは、広報よっかいち10月下旬号に掲載しますので、興味のある人はぜひご確認ください。



問い合わせ先

四日市公害と環境未来館
(☎354-8065 FAX329-5792)



第1回

「マイナンバー」ってなに?

住民一人ひとりに指定された12桁の番号のことです。

「マイナンバー」は どんなときに必要なの?

確定申告など税の申告をするときに必要です。就職したときには、健康保険や年金、税を納める手続きなどのため、勤務先への提示が必要になります。福祉や介護の手続き、年金を受け取る時などにも必要です。また、地震などの災害に

「マイナンバー (個人番号)」と「マイナンバーカード (個人番号カード)」について紹介します。

よって支援制度を利用するときも活用されます。

「マイナンバーカード」ってなに?

マイナンバーが記載された顔写真付きのプラスチック製のカードです。名前、住所、生年月日、性別などが印刷されていて、ICチップが付いています。本人からの申請で、作成することができます。

「マイナンバーカード」で どんなことができるの?

公的機関の身分証明書として利用することができます。また、マイナンバーの提示と本人確認をこのカード1枚で行うことができます。政府が運営するマイナポータル

やe-Taxなどの電子申請に利用できます。

表



裏



問い合わせ先

マイナンバー制度について: IT推進課
(☎354-8106 FAX359-0286)
マイナンバーカードについて: 市民課
(☎354-8152 FAX359-0282)

有料
広告
掲載
欄

「こんなとき、どうすれば...?」お早めにお電話でご予約ください! ☎059-350-2080

近鉄四日市駅から
徒歩1分!
南改札口(東口)すぐ!

交通事故

「事故にあい、治療中ですがこれからどうすれば...?」「後遺症の認定が非該当でした」

離婚

「親権や慰謝料・養育費のことで話がまとまりません」

相続・遺言

「遺産のことで兄弟でもめています...」「遺留分とは何ですか?」

企業法務など

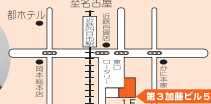
企業様には今後の安心のため顧問契約(月額1万円~)を!

不動産・建築

契約書のことや建物の欠陥のことなど

尾市法律事務所

弁護士 尾市 淳二 (三重弁護士会所属)
(財)日弁連交通事故相談センター三重県支部相談員・鈴鹿市役所市民法律相談担当弁護士
詳しくは「尾市法律 検索」



◆交通事故(被害者)のご相談は無料◆

その他の法律相談(初回)は30分5,400円(税込)ですが初回相談でご納得頂けなかった場合には無料とさせていただきます。

「まずは一度ご相談を!」

本欄は広告であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。